

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 26 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	堤 幸 子
同	大 橋 智 洋

1. 監査の対象

(1) 対象部課

健康部 健康総務課
国民健康保険室
年金児童手当課
医療助成課

(2) 対象事務

平成 30 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 3 月 25 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】

[国民健康保険室]

○国民健康保険室における事務処理について

国民健康保険室の個人情報取扱事務において、窓口における被保険者証等の取り違いによる誤交付や郵便物の入れ違いによる誤送付が見受けられた。また、個人情報の取扱いを伴う業務委託において、個人情報の保護に関する特記仕様書に基づく保護責任者等からの誓約書が提出されていない事案が見受けられた。

今後は、個人情報を取り扱う業務を主たる事務とする部署として、個人情報の取扱いに対する市民の信頼を損なわないよう、個人情報の重要性をより一層認識し、枚方市個人情報保護条例等に基づき、適正に事務を執行するよう指摘する。

【意見・要望事項】

[健康総務課]

○医療通訳士登録派遣事業について

健康総務課では、日本語を話せない外国人住民等が安心して市内の医療機関を利用できる環境づくりを行うとともに、コミュニケーションギャップに起因する医療関係者の負担や診療上のリスクを軽減することを目的として、平成 27 年度から全額公費負担による医療通訳士登録派遣事業を実施している。

医療通訳士の報償金等について、「枚方市医療通訳士登録派遣実施要領」では、「通訳活動を行った医療通訳士に対し、報償金を支給する。」とし、通訳活動の範囲を「一般診療における対話場面の通訳」としている。

現在、利用者の都合による当日キャンセルが派遣件数の1割程度発生しているが、キャンセル時の取扱いについては規定されていなかった。

派遣件数の増加に伴い、医療機関での医療通訳士常駐に向けての検討も行われているが、今後、キャンセルの取扱いなど報償金の支給条件をより明確にするとともに、医療通訳士派遣に伴う費用負担の適正性についても検討を行い、将来にわたって、外国人住民等や市内の医療機関が等しく本制度を利用できる、より良い制度づくりに取り組むよう要望する。

[国民健康保険室]

○国民健康保険制度改革に伴う国民健康保険事業の広域化について

国民健康保険制度改革に伴って、平成30年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の運営を担う、いわゆる国民健康保険事業の広域化が図られており、本市国民健康保険事業についても、今後は大阪府国民健康保険運営方針における府内統一基準に沿った事業運営を行うことが求められている。

保険料率の決定に当たっては、大阪府が定める市町村標準保険料率を踏まえつつ、適切に激変緩和措置を講じ、被保険者の保険料負担が急激に増加することのないよう十分に配慮するとともに、引き続き収納対策の強化及び医療費の適正化に取り組み、本市国民健康保険財政の安定及び被保険者の保険料の抑制を図るよう要望する。

○国民健康保険室における事務処理について

国民健康保険室では、過誤納付をされた後期高齢者医療保険料を未納保険料に充当するに際し、分納誓約者に対して充当通知書を送付していなかった。また、充当後における分納の取扱いに係る説明も行っていなかった。

充当通知書は、分納誓約者にとって充当の範囲を知るために重要な書類であり、充当後における説明は、新たな過誤納付を生じさせないために必要な手続である。

今後は、分納誓約者に対して充当通知書を送付するとともに、十分な説明を行うよう要望する。

また、国民健康保険室では、郵便物の締切時刻外に郵便物を発送する場合等に対応するために、切手を購入し、使用しているが、簿外の在庫があった。

切手は、「枚方市公金等の保管に関する規程」に定める「公金等」に該当するものであり、今後は、簿外の在庫が発生しないよう適正な事務執行に努めるよう要望する。

[年金児童手当課]

○児童手当及び児童扶養手当の過払いによる返還金に係る債権管理について

平成27年度定期監査において、児童手当及び児童扶養手当の過払いによる返還金の

収納事務に関しては、その発生防止と早期回収に向けた一層の取組を行うよう要望したが、平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度の過払いの発生や返還の状況を見ると、依然として相当数の過払いや収入未済が発生し、不納欠損額についても相当の金額に上っている。

改めて、過払いの未然防止に向けた取組を一層強化するとともに、枚方市債権管理及び回収に関する条例に基づき、過払いに係る返還金債権の管理及び回収を徹底するよう強く要望する。

[医療助成課]

○医療費助成制度及び助成に伴う返還金の債権管理について

医療助成課では、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度による医療費の助成を行っているが、受給者が資格要件を失った後に医療費の助成を行った場合には、過払いが発生している。

このような過払い金の多くは、受給者の制度理解に起因して発生するものであり、今後は、受給者に対する制度説明を十分に行う等により、その発生を抑制に取り組むよう要望する。また、過払いに係る返還金債権については、枚方市債権管理及び回収に関する条例に基づいて適正に管理し、回収に努めるよう要望する。